

令和6年第3回大洗町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

令和6年9月10日（火曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第47号 令和5年度大洗町一般会計歳入歳出決算
議案第48号 令和5年度大洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
議案第49号 令和5年度大洗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
議案第50号 令和5年度大洗町介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第51号 令和5年度大洗町地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
議案第52号 令和5年度大洗町営公園墓地事業特別会計歳入歳出決算
議案第53号 令和5年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計歳入歳出決算
議案第54号 令和5年度大洗町水道事業会計歳入歳出決算
議案第55号 令和5年度大洗町下水道事業会計歳入歳出決算
報告第 8号 令和5年度大洗町財政健全化判断比率について
報告第 9号 令和5年度大洗町公営企業会計資金不足比率について
- 日程第 4 議案第56号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
議案第57号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第58号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
- 日程第 5 議案第59号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第3号）
議案第60号 令和6年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第61号 令和6年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第62号 令和6年度大洗町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第63号 6国補公園第0-1-1号「トヨペット エンジョイパーク 大洗」野球場改修工事請負契約の締結について
- 日程第 7 同意第 2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第 3号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について
同意第 4号 大洗町教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

日程第 9 報告第 10 号 大洗ターミナル株式会社の令和 5 年度事業報告並びに令和 6 年度事業
計画について

日程第 10 寄附の受入れについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１２名）

１番	飯田英樹	議員	２番	石山淳	議員
３番	関根健輔	議員	４番	小野瀬とき子	議員
５番	櫻井重明	議員	６番	伊藤豊	議員
７番	柴田佑美子	議員	８番	小沼正男	議員
９番	今村和章	議員	１０番	勝村勝一	議員
１１番	坂本純治	議員	１２番	菊地昇悦	議員

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	監査委員	中根一明
秘書広報課長	小沼敏夫	まちづくり推進課長	海老澤督
総務課長	清宮和之	税務課長	高柳成人
住民課長	小沼正人	福祉課長	小林美弥
こども課長	佐藤邦夫	健康増進課長	本城正幸
生活環境課長	大川文男	都市建設課長	田中秀幸
上下水道課長	大塚学	農林水産課長	中崎亮二
商工観光課長	長谷川満	教育次長兼 学校教育課長	深作和利
生涯学習課長	磯崎宗久	消防次長兼 消防総務課長	二階堂均
会計管理者兼 会計課長	米川英一		

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	坂田智明
------	------	------	------

○飯田議長 おはようございます。

まず、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してくださるようお願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しくをお願いいたします。

なお、本日の会議出席者につきましては、タブレットの使用を許可することと併せ、インターネット上でのライブ配信を行いますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開会および開議の宣告

○飯田議長 ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和6年第3回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○飯田議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、8番 小沼正男議員、9番 今村和章議員を指名いたします。

◎会期の決定

○飯田議長 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日9月10日から9月20日までの11日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決しました。

◎議案第47号ないし議案第55号の上程、説明、委員会付託

◎報告第8号および報告第9号の上程、報告

○飯田議長 日程第3、議案第47号から議案第55号まで、令和5年度大洗町一般会計歳入歳出決算および令和5年度大洗町特別会計歳入歳出決算8件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。

また、これらの歳入歳出決算に関する報告第8号 令和5年度大洗町財政健全化判断比率について、報告第9号 令和5年度大洗町公営企業会計資金不足比率についても併せて報告を求めます。
國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議案第47号 令和5年度大洗町一般会計歳入歳出決算から議案第55号 令和5年度大洗町下水道事業会計歳入歳出決算まで、決算認定9件について一括してご説明申し上げます。

なお、一般会計および各特別会計の決算の概要につきましては、大洗町決算説明資料その1の2ページから4ページに示してございます。当該箇所にも触れつつ、令和5年度決算の特徴についてご説明申し上げます。また、報告第8号および第9号につきましても、決算と関わりが深いことから、併せてご説明申し上げます。

大洗町決算説明資料その1の2ページをお開きください。

初めに、一般会計の歳出につきましては、地方経済活性化と持続可能な財政運営を目指し、ふるさと納税事業のさらなる拡充を図ってまいりました。併せて、未来を担う人材育成は極めて重要であることから、小・中学校における英語教育の、より一層の充実に取り組んでまいりました。

こうした取り組みと併せ、議会の皆様のご理解をいただきながら、地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯等への支援のほか、水道料金減免事業をはじめ学校給食費支援事業、医療機関や介護事業者、農水産事業者など物価の高騰等により大きな影響を受けた町民や事業者への支援事業に注力してまいりました。

この結果、一般会計の歳出総額は104億9,479万9,000円で、前年度比7億8,283万9,000円の増、伸率8.1%と、過去5年間では令和2年度に次いで2番目の規模となっています。

一方、歳出につきましては、地方交付税の増やふるさと納税による寄附金が更に大きく増加したことから、一般会計の歳入総額は109億2,185万円で、前年度比5億6,161万9,000円の増、伸率5.4%と、歳出と同様に過去5年間では2番目の規模となっております。

この結果、差引額である形式収支は4億2,705万1,000円の黒字で、翌年度に繰り越すべき財源5,737万6,000円を差し引いた実質収支額は3億6,967万5,000円の黒字となりました。

次に、特別会計の決算について、概要のみご説明いたします。

3ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入17億7,151万4,000円、歳出17億7,049万7,000円で、歳入歳出の差引額は101万7,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入2億3,762万7,000円、歳出2億3,633万6,000円で、差

引額は129万円となりました。

介護保険特別会計の決算額は、歳入17億9,750万円、歳出17億9,415万7,000円で、差引額は334万3,000円となりました。

4ページをご覧ください。

地方卸売市場事業特別会計の決算額は、歳入1,169万7,000円、歳出5,559万5,000円、差引額は610万2,000円となりました。

公園墓地事業特別会計の決算額は、歳入3,679万2,000円、歳出2,430万8,000円で、差引額は1,248万4,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源832万2,000円を差し引いた実質収支額は416万2,000円となりました。

東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計の決算額は、歳入867万5,000円、歳出696万9,000円で、差引額は170万6,000円となりました。

公営企業会計である水道事業会計につきましては、水道事業収益は6億5,062万8,000円、水道事業費用は6億1,045万5,000円であり、差引額は4,017万3,000円となりました。また、資本的収入の1億2,858万8,000円に対する資本的支出は2億2,437万5,000円であり、不足額9,578万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

下水道事業会計につきましては、下水道事業収益は6億8,913万3,000円、下水道事業費用は4億4,865万3,000円であり、差引額は2億4,048万円となりました。また、資本的収入の1億4,370万9,000円に対する資本的支出は3億7,807万3,000円であり、不足額2億3,436万4,000円は、当年度利益剰余金処分額等で補填いたしました。

続いて、令和5年度の決算に基づく本町の財政指標について、概略をご説明申し上げます。

報告第8号および第9号が掲載された冊子をご覧ください。

1ページをお開きください。

最初に、財政健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、ともに収支が赤字となっていないため、比率はゼロとなっています。

次に、実質公債費比率につきましては7.8%と、過年度に発行した地方債の償還額の増などにより、昨年度の比率6.9%に比べて0.9%の増となったところであります。

将来負担比率につきましては81.2%と、大好きです大洗町基金積立金の増などにより、昨年度の比率86.4%に比べ5.2%の改善となりました。

これらの比率につきましては、現況では健全な範囲にとどまっているとはいえ、県内平均値に比べれば悪い状況であると言わざるを得ません。さらには、今後、消防庁舎の建設や一部事務組合によるごみ処理施設建設等の大規模事業の実施が予定されており、これら数値の上昇が見込まれることから、地方債の発行抑制のみならず事務事業の見直しなどを図るなどにより、より一層の財政健全化に努める必要があります。

次に、2ページをお開き願います。

公営企業会計資金不足比率につきましては、いずれの会計におきましても資金不足には陥ってい

ないため、全て比率はゼロであります。

なお、報告事項には該当しませんが、自治体の財政力を示す財政力指数につきましては、0.67と県内市町村の平均と、ほぼ同程度の水準を維持しております。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、分母を構成する普通交付税の増などにより、94.5%と前年度に比べ2.0%改善いたしました。

以上の各指標を基に、町財政の今後の展望を総括いたしますと、町税をはじめとする自主財源の安定的確保は当然に図るとしても、今後大きな収入増が見込めず、地方交付税や電源立地地域対策交付金なども国の政策によって変動があるため、将来の財源確保の見通しは極めて不透明な状況にあるということであります。そのような状況下においても財政基盤の強化と地域経済の活性化を図っていくため、ふるさと納税に力を入れてきた結果、昨年度に比べて約1.6倍、14億4,000万円を超える寄附をいただくことができました。今後も返礼品の充実と事業のPRに注力し、引き続き歳入の増を図ってまいりたいと思います。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご支援、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

ただいまご説明申し上げました令和5年度決算につきましては、去る7月19日から25日までの5日間にわたりまして、中根・柴田両監査委員により詳細なご審査をいただいているところであり、改めてこの場をお借りし、御礼申し上げます。ありがとうございました。

詳細につきましては、お手元の議案書などによりご審議の上、適切なご認定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○飯田議長 以上で決算に関する提案理由の説明および報告は終わりました。

次に、監査委員から、決算審査報告および意見を求めます。中根監査委員。

〔中根一明 監査委員 登壇〕

○中根監査委員 監査委員の中根でございます。宜しくお願いいたします。

それでは、監査委員を代表いたしまして、私のほうから令和5年度の会計の決算につきましてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項および第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項、地方公営企業法第30条第2項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、審査に付されました令和5年度大洗町一般会計および特別会計歳入歳出決算、基金運用状況、令和5年度大洗町水道事業会計決算、令和5年度大洗町下水道事業会計決算、令和5年度大洗町財政健全化判断比率、大洗町公営企業会計資金不足比率について審査を行ったので、別紙のとおり意見書を提出させていただきます。

それでは、意見書について説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、令和5年度大洗町一般会計および特別会計決算並びに基金運用状況についてでございます。

審査の対象は、令和5年度大洗町一般会計歳入歳出決算および六つの特別会計決算でございます。

審査の期間につきましては、去る7月19日から7月25日までの間、実施をさせていただきました。

審査の方法といたしましては、各会計の歳入歳出決算書および付属書類が関係法令に準拠して作成しているか、また、その計数が正確であるかについて、関係諸帳簿と照合を行いますとともに、関係職員の方々から説明を聴取させていただき、実施をさせていただきました。

審査の結果でございます。一般会計および特別会計歳入歳出決算につきまして、審査に付された各会計の歳入歳出決算書および付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されておりまして、かつ計数も正確であると認められました。また、予算の執行状況および決算の内容については、適正であると認めたところでございます。

決算の概要でございますが、先ほど町長のほうから報告がありました金額と同じでございますので、金額については省略をさせていただきたいと存じます。

次に、基金運用状況についてでございますが、審査に付された基金の運用状況を示す書類の計数は正式であり、運用状況は適正であると認められました。

ここで、決算審査をしているなかで気が付きました点について、幾つか申し上げさせていただきたいと思います。

町税につきましては、昨年度より増加率は減少しているものの、若干増加しております。また、昨年度よりも増加率は減少しているものの、ふるさと納税を主とする寄附金も引き続き高い増加率となっております。特に大きく増加しているふるさと納税につきましては、その財源を生かしまして、英語教育など町独自の事業展開を可能にしているとともに、財政運営面でもプラスに働いておりますので、引き続きその確保に尽力させていただきたいと思います。

一方で、税の公平性の観点からも、収納率につきましては知恵を絞っていただきまして、引き続きその向上に努めていただきたいと思います。

次に、財政指標等について見ました。

経常収支比率は、前年度に2.0ポイント減の94.5%と若干改善しておりますが、まだ財政硬直化が懸念される状況は続いておりますので、より一層の経常経費の削減等に努める必要があると思慮されます。

また、これらの指標以外にですね、基金繰入金や繰越金等を考慮した実質的な基礎的収支、財政収支、いわゆるプライマリーバランスというものですけれども——についても確認をさせていただきましたが、ふるさと納税の額が大きく増加いたします令和3年度以降、黒字額が大きくなっております。しかしながら、基金繰入金等を除いた数字見ますと、令和2年度以前は赤字となっており、ふるさと納税額に影響されている状況でございます。仮にふるさと納税額が大きく減ることになりますと、これに連動いたしましてプライマリーバランスにも影響を与えることも想定されますので、これらの状況をよく認識され、財政運営を行っていただきたいと思います。

次に、特別会計でございますが、これにつきましても先ほど町長のほうから報告がありました決算額と同じでありますので、金額のほうは省略させていただきたいと存じます。

次に、基金の運用状況でございますが、財政調整基金など22件で、決算年度末現在高は合計22億7,678万8,000円となっております。内容につきましては、4ページの表をご覧くださいと思います。

次に、公営企業会計についてでございます。

一般会計と同様に7月19日から7月25日の間で審査を行わせていただきました。

審査の方法につきましても、一般会計と同様に、関係職員から説明を聴取するなどにより実施したところでございます。

審査の結果、関係書類につきましては、いずれも関係法令に準拠し、作成されておまして、計数も正確であり、経営成績および財政状況を適正に示しているものと認めたところでございます。

最初に、大洗町の水道事業会計決算の状況ですけれども、これも先ほど町長のほうから説明されましたけれども、収益的収支につきましては、水道事業収益が6億5,062万8,000円、水道事業費用が6億1,045万5,000円となっております。また、4,017万3,000円のプラスとなっております。また、資本的収支につきましては、収入額が1億2,858万8,000円、支出額が2億2,437万5,000円となっております。9,578万7,000円の資金不足を生じたところでございます。この不足分については、例年同様、過年度分損益勘定留保資金で補填をしているところでございます。

なお、令和4年度の料金改定によりまして財政状況は改善し、現在は健全な状況ではありますが、今年3月に発生しました漏水事故を踏まえまして、その再発防止のために、老朽化した水道管の更新工事を加速されることになると、今後大きな負担が想定されますので、今後の事業運営に当たっては財源の確保等に十分に留意する必要があるものと思われま。

次に、令和5年度が地方公営企業法適用の初年度になります大洗町下水道事業会計決算についてでございます。

まず、決算の状況ですけれども、収益的収支につきましては、下水道事業収益が6億8,913万3,000円、下水道事業費用が4億4,865万3,000円となりまして、2億4,048万円の利益となっております。また、資本的収支につきましては、収入額が1億4,370万9,000円、支出額が3億7,807万3,000円となっており、2億3,436万4,000円の資金不足が生じておるところでございますが、この不足分につきましては当年度利益剰余金処分額等で補填をしているところでございます。

下水道接続人口、それから接続世帯数につきましては、主に和銅地区のコミュニティプラントから公共下水道への切り替えによるものにより増加しているところでございます。

健全な経営を続けていくためにもですね、引き続き接続率の増加に努めていただきたいと思います。

次に、財政健全化の判断比率についての意見ですが、特段心配な数字とはなっておりませんので、指摘するべき事項はありませんでした。

また、公営企業会計の資金不足比率についても、各会計とも資金不足は発生しておらず、健全な状況であると認めたところであり、特に指摘する事項はありませんでした。

以上、簡単ではございますが、令和5年度の決算についての審査結果についてご報告を申し上げます。

ます。宜しくお願いいたします。

○飯田議長 監査委員による決算監査意見報告が終わりました。中根監査委員、御苦労さまでした。

議案第47号から議案第55号まで、令和5年度一般会計歳入歳出決算および特別会計歳入歳出決算については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託し、審査を行います。宜しくお願いいたします。

なお、報告第8号、報告第9号につきましては、町長からの報告のとおりでありますのでご了承願います。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第4、議案第56号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第56号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

本案につきましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により、刑罰が変更されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、懲役および禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されるため、関係する条例中の文言を整理するものであります。

以上、議案第56号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第56号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について質疑を行います。11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 ちょっと私、認知症が入ったのかなというふうに思っておりますけども、ちょっと理解できないところが一つありましてですね、以前から例えば条例のなかで禁錮刑であったり、いろいろ罰則規定というのがあって、この罰則規定に関して今回は拘禁という形になりますから、いろいろ言葉の文言の違いはいいんですけども、それよりもこういったものに関して町自体がどこが管理をして、どのような形でこの罰則規定を当該の人に、いわゆる拘禁するのかという、こういう現実論からして、フローとしてどのように町としては考えられるのか。ちょっと私自身が、以前にも幾つもこういったことがあった時に、実際のそういった方を捕まえるという、逮捕ということをするのに、町がどこにお願いをするのか、警察力なのか、なのかどうか分かりませんが、

現実的に町がやらなければならない事案もあって、廃案というか途中で話がなくなった時もありました。こういったものの流れというのは、どこが管理をして、どのようにしていったのかお尋ねをしたいと思います。これはどなたがお答えになるでしょうか。

○11番 坂本純治議員 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

様々な条例のなかで罰則規定がありますけれども、基本的にはですね、よく〇〇迷惑条例違反で逮捕されましたというようなニュースが流れていくところがございますけれども、基本的に逮捕するのは警察のほうの仕事になるかと思うんですけども、その逮捕されてからの条例上の罰則ですね。〇〇条例違反で起訴されましたというようなフローになってくるので、町としては、こういう違反をした時にはこういう罰則がありますというふうな条例で規定をしているわけございまして、実際その犯罪を犯した人を逮捕するのは、もちろん警察でございますけれども、その逮捕するに当たって刑の範囲を条例で定めているというようなところがございますので、フローとしては一般の法律と違反した時と全く変わらなくて、大洗町条例〇〇条例違反のため逮捕と、起訴というふうな流れになってくるものと認識しております。宜しく申し上げます。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 ありがとうございます。たぶんそのあたりの認識しか私たちもできないし、例えば今までというのは、こういったものっていうのは上位法があって、その上位法を超えることが、市町村の条例のなかでできない。または禁錮刑であったり、拘禁刑であったりする場合には、その上位法というものは別なものがたくさんあって、ここまでできるかどうかっていうのは、たぶんこれは国からの全部そのお達しでやっているのは間違いありませんけれども、それはそれでいいとしてですね、現実論、ここがやはり我々が警察力を使えるかっていうと、警察の皆さんたちにこれだけ全部しっかりといつてるかって、そんなことはない。警察の方々もそこまではない。こういった本来のあるべき条例なのかどうかというのは、上位法で本来の形がどうなのかな、そういうところを疑問に思っただけで今お聞きしました。ただ、もう私が聞いたからこれが解決するとか、皆さんたちが解決するってことではなく、やはり地方分権でありながらもですね、なかなかその分権というものは形式でしかないという一つの例だと私は感じておりますので、これはもう答弁は求めませんが、そういうようなことが疑問として出ることを疑問で皆さんにお尋ねをしたということで終わります。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第56号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第56号は、原案のとおり決しました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第57号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第57号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

13ページをご覧ください。

本案につきましては、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものがあります。

主な改正の内容といたしましては、国民健康保険法第9条に定める被保険者証の返還に係る規定が削除されたことに伴い、同法に基づく罰則規定の改正を行うほか、引用条項の整理を行うものがあります。

以上、議案第57号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案の説明は終わりました。

これより議案第57号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 今、説明がありました。被保険者証の返還を削除するということです。私はこの被保険者証は非常に大事だ、継続して使うべきだというそういう思いであります。最も簡潔で医療にかかりやすいという、何の問題もなかった、こういうふうに受け止めております。

さて、それで、この被保険者証は削除するということになりまして、違反は虚偽の届出をしたという、この一点になっているわけですが、この被保険者証の代わりに出てくるのが資格確認書というものになりますが、この資格確認書の返還を求めるといようなことはないということでしょうか。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 菊地議員のご質問にお答えいたします。

資格確認書のほうの返還のほうは、まだ国民健康保険法のほうでは返還しなくてはならないということにはなっておりませんので、今のところ大丈夫かと思っております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 これまでは被保険者証の保険料を未納した場合ということで、短期保険証が発行されてきた。これは今後、この短期保険証は廃止されると。要するに、未納であっても、す

ると資格確認書は未納であっても交付されるということによろしいのでしょうか。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 菊地議員の再度のご質問にお答えいたします。

資格確認書のほうですが、短期保険証がなくなりましても、そちらのほうが交付されますので、それで病院のほうにかかっていただけと思っております。以上です。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので採決いたします。

お諮りいたします。議案第57号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○飯田議長 異議がありますので、本案については起立採決により行います。

お諮りいたします。議案第57号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○飯田議長 起立多数であります。したがって、議案第57号は、原案のとおり決しました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第58号 茨城租税債権管理機構規約の変更について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第58号 茨城租税債権管理機構規約の変更について、提案理由をご説明いたします。

15ページをご覧ください。

本案につきましては、森林環境税および森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、市町村が国税である森林環境税を個人住民税均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとなったことから、茨城租税債権管理機構規約を変更することについて協議するものであります。

以上、議案第58号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第58号 茨城租税債権管理機構規約の変更について質疑を行います。12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 今度は森林環境税、国税を扱うというになるわけですが、このなかです。ね機構の経費ということで13条にあります。この機構の経費は関係市町村の負担金およびその他の収入をもって充てるといふようになっております。この、その他の収入というなかには、国からのお金、負担金、これらは含まれているんでしょうか、伺います。

○飯田議長 高柳税務課長。

○高柳税務課長 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

租税債権管理機構に関しましては、国税を預かっては今までおりませんでしたので、現在のところ、国からの収入のほうは無いというふうに捉えているところでございます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 国の税金を滞納したことに対して徴収するという仕事をするわけですね。それに対して、国は全く責任持たないで関係市町村のお金でやってくれというような、そういう仕組みだというふうに理解していいんですね。

○飯田議長 高柳税務課長。

○高柳税務課長 現在のところ、そのように認識をしているところでございます。以上です。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。議案第58号 茨城租税債権管理機構規約の変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○飯田議長 異議がありますので、本案については起立採決により行います。

お諮りいたします。議案第58号 茨城租税債権管理機構規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○飯田議長 起立多数であります。したがって、議案第58号は、原案のとおり決しました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第5、議案第59号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第59号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

まず、1ページをご覧ください。

令和6年度大洗町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳

入歳出それぞれ2億8,390万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億163万2,000円とするものであります。

併せて、地方債の補正をいたします。

4ページ下段をご覧ください。

第2表地方債補正についてご説明申し上げます。

防災集団移転事業債につきましては、今回の補正予算に計上しておりますが、防災集団移転促進事業の財源といたしまして2,530万円追加するものでございます。

8ページをご覧ください。

歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

議会費をはじめ各款に共通する補正内容といたしまして、各款に計上する給料、職員手当等の人件費につきましては、職員の人事異動等による増減調整でありますので、これらにつきましては説明を省略させていただきます。

2款総務費の下段、防災費につきましては、民有地を貸借して設置していた防災行政無線放送施設の土地について、原状回復して返還を求められたことから、施設を撤去し、近隣の町有地へ移設する費用として、工事請負費600万円を追加計上するものでございます。

次に、9ページにお進みください。

賦課徴収費につきましては、4月25日付専決処分にて事業を進めておりました定額減税補足給付金につきまして、令和6年度の推計所得税で算定しておりましたが、その後入手可能となった所得税情報等を活用し、より実数に近い所得税額を把握できたことに伴い、その追加費用として、委託料および給付金合わせまして3,952万6,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金で賄われます。

10ページをご覧ください。

地域づくり総務費につきましては、9月25日から10月2日の日程で来町することになった友好都市であるポーランド共和国オトフォツク市の市長および学生の受け入れに係る費用として、関連経費合わせまして431万3,000円を追加計上するものでございます。

11ページにお進みください。

3款民生費の介護保険事業費につきましては、人事異動等による人件費調整分として、介護保険特別会計繰出金178万6,000円を追加計上するものでございます。

中段のやや下、児童措置費につきましては、児童手当制度が10月から改正され、所得制限の撤廃や、支給期間を高校生年代まで延長するなどの拡充に対応する費用として、関連経費合わせまして6,910万6,000円を追加計上するものでございます。

12ページ中段をご覧ください。

4款衛生費の予防費につきましては、厚生労働省が新型コロナウイルスワクチン定期接種移行に伴う激変緩和措置として、接種1回当たり8,300円の助成を行うための追加費用として1,992万円を追加計上するものでございます。

水道事業費につきましては、人事異動等による人件費調整分として、水道事業会計への補助金24万6,000円を追加計上するものでございます。

13ページにお進みください。

上段の公害対策費につきましては、合併処理浄化槽設置等事業費補助金について、当初の見込みを上回る申請があり、今年度の補助枠を拡充するための費用として351万8,000円を追加計上するものでございます。

6款農林水産業費の農業振興費につきましては、二つの事業費を計上してございます。

一つ目の夏海地区土地改良事業負担金につきましては、基盤整備の着手に向けて夏海地区土地改良事業推進協議会が地権者から90%以上の調査同意を取得することができたため、次の段階である県事業として計画調査を実施するにあたり、本年度事業費の2分の1を町が負担する費用として、250万円を追加計上するものでございます。

二つ目の儲かる産地支援事業補助金につきましては、収益性の高いモデル的な担い手農家の育成を通し、「儲かる農業」の支援として、農薬散布ドローンを導入する経費の3分の1を補助する費用として93万1,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、全額県支出金で賄われます。

14ページをご覧ください。

下段の8款土木費都市計画総務費につきましては、地方債補正でも触れさせていただきましたが、防災集団移転促進事業費補助金の内示額が当初より増額になったことに伴い、2戸分の移転用地購入代および移転補償費合わせて1億1,244万5,000円を追加計上するものでございます。

15ページにお進みください。

上段の住宅管理費につきましては、ガス事業者の法定点検により、前原住宅のガス配管からのガス漏洩が確認されたため、早期に修繕を行う費用として92万4,000円を追加計上するものでございます。

続きまして、10款教育費の事務局費をご覧ください。

委託料の特色ある教育力PR動画作成業務委託料につきましては、現在取り組んでいる様々な教育事業の動画を作成し、大洗町の素晴らしい教育環境を発信する費用として49万5,000円を追加計上するものでございます。

その下の教育振興基金積立金450万5,000円および16ページ下段の大洗町幕末と明治の博物館管理運営基金積立金500万円を合わせまして1,000万円の事業費につきましては、教育費寄附金を財源とさせていただきます。

5ページにお戻り願います。上段の歳入をご覧ください。

以上、今ご説明申し上げました歳出を賄う財源といたしまして国庫支出金1億8,063万5,000円、県支出金900万4,000円、寄附金1,000万円、繰入金431万3,000円、繰越金3,473万2,000円、諸収入1,992万円、町債2,530万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億8,390万4,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第59号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書よりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第59号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 こちらですね、ページ数の7ページの中段ですね。大好き大洗基金ということで、今回、オトフォツク市の受け入れということでこの補正が出たと思うんですが、こちらこの経緯と、あと、目的というか、今回この友好都市の交流ということなんですが、その説明をお願いしたいと思います。

○飯田議長 小沼秘書広報課長。

○小沼秘書広報課長 ただいまの小野瀬議員のご質問のほうにお答えしたいと思います。

オトフォツク市のほうと友好都市を結びましたのは令和元年ですね、に結ばせていただきまして、その年に中学生のほうを大洗町からオトフォツク市のほうに派遣してあります。その時の友好都市を結んだ時の契約というか、協定書のほうには、2年に1回お互いに派遣し合いましょうということになっておりましたので、その明けて令和2年の時に派遣しようという予定になってたんですが、コロナ禍のほうで派遣できなくなりまして、令和3年、令和4年と、令和5年と、コロナ禍と国際情勢のちょっと悪化ということで派遣できなかったということで、令和6年、状況が落ち着いてきましたので派遣しようというような経緯で、令和6年のこの補正のほうに上げさせていただいたという経緯でございます。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 ありがとうございます。経緯はわかったんですが、これ、今年度、全然こういった話がなくて、今回補正ということでちょっとお話を初めて聞いた経緯がありますし、あと、この間ですね、全協の後に計画表っていうか日程表をいただきました。そのなかを見まして、町の子どもたちっていうかですね、そういったところの交流的な部分がちょっと見当たらなかったもので、自由行動っていう形にはなってはいましたが、この辺でどういうふうにこの大洗のですね子どもたちとかそういったところとの交流とか、そういったことを考えているのかどうかもお尋ねしたいと思います。

○飯田議長 小沼秘書広報課長。

○小沼秘書広報課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

何故今受け入れを行うのかというような経緯なんですけど、今年の3月にですね、機構さんを経由しまして、そろそろそういう交流事業のほうを復活させてはどうですかっていうお話がありまして、オトフォツク市のほうから令和6年度中になるべく派遣したいですっていうようなお話が来まして、このような交流事業の再開というような形に至ったという経緯がございます。

議員の皆様方にお渡しした受け入れ案のほうはまだちょっと未完成のものをちょっとお渡ししてしまったので、あの後ですね、ちょっと日にちのほうとかも変わったりですね、あと、市長のほう

が来るのに副市長のほうだけになったりとか、そういういろいろな予定変更などもございました。

学校とのふれ合いとか、子ども同士のふれ合いのほうなんですけど、今のところの予定なんですけど、9月26日に南小学校のほうとの稲刈り体験の共同作業とかですね、あとはわくわく科学館の見学とか実験ですね、その場でですね。その後、週が明けまして9月30日の月曜日には一中のほうと南中の訪問のほうをしまして、生徒たちにですね、今、英語力のほうが大変上がっておりますので、学校のほうの紹介とかですね、町のほうの紹介をしていただくというような内容と、あと、この前ラプラブ市の来た時のようにですね、一緒に給食も食べましょうというような予定をしております。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 ありがとうございます。そうですね、せっかく来ていただいて、子どもたちもやはり英語力というところが向上しているのは、大洗の子どもたちはすごいと思っておりますので、そういったところを発揮していただいて、大洗をPRしてもらおうってことはすごいいいことだと思います。

あと、今後ですね、受け入れがあるということは、こちらから、また大洗からオトフォツク市のほうに行くという計画もたぶん出てくるかと思うんですが、そういった際、ちょっと早めにですね、どういった形で始まって、子どもたちがどういうふうに行けるのかっていうのも、なるべく早めにそういったことも計画ができるのであればしていただいて、そこちょっと内容等も周知していただけるといいのかなと思います。以上です。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 13ページの農業振興費についてお伺いをいたします。

夏海地区の土地改良事業負担金ということで、町負担2分の1、250万ということなんですけど、これの詳細をお伺いいたします。

○飯田議長 中崎農林水産課長。

○中崎農林水産課長 先ほどの議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長のほうから説明がありましたとおり、調査同意のほうが90%取れまして、次のステップとして、今度はですね県の事業として調査計画のほうに取り組んでいただくことになります。こちらにつきましては、おおよそ大体5年ぐらいかかる計画を立てておりまして、大きく分かれて二つ作る計画でございます。

一つはですね、工事計画の策定でございます。内容といたしましては、道路や配水路などをどこに設置するかということとか、あと加えてですね、今、区画がですね小さくなっていますので、その大規模区画の検討をする計画でございます。

あともう一つはですね、促進計画ということで、実際に今、耕作をしていない方とかいらっしやいますので、その方の農地をですね、これから夏海の農地を担ってもらう方について、これからその農地の集約をする計画でございますので、その農地の集積の計画といたしまして促進計画のほうの策定をこれから進めていきたいと考えております。以上です。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 説明をいただきました。で、この90%の同意ということで、大変この農業の耕作放棄地が増えないためにも基盤整備って非常に重要なんですけども、この夏海地区って全体を総称してんですけども、場所っていうのを・・・

○飯田議長 マイク交換しましょうか。

○2番 石山 淳議員 夏海地区って言うんですけども、全体の場所になるのか、それか特定の場所になるのか、そこをお伺いいたします。

○飯田議長 中崎農林水産課長。

○中崎農林水産課長 再度の質問にお答えしたいと思います。

この夏海地区の基盤整備の対象のエリアについてでございますけども、大洗町はですね、農業振興計画というものを設けておりまして、そのなかで、これから大洗町の農地を守る優良農地ということを指定しております。その優良農地の場所がですね、今回の主な基盤整備の対象のエリアになります。具体的に場所で申しますと、役場のほうから南のほうに行きまして、南小・中学校を乗り越しまして新しい県のほうで道路を、バイパスを造ってもらったと思うんですけども、その道路のバイパスの北側と南側に位置する農地でございます、南側のほうは集落がありますので、その集落の奥のエリアが畑地帯がありまして、そこになります。以上です。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 そうしますと、比較的平坦な地域ということになると思うんですけども、面積的にはどのぐらいになるのか、再度お伺いいたします。

○飯田議長 中崎農林水産課長。

○中崎農林水産課長 再度の質問にお答えします。

面積でいいますと、おおよそ80haほどになります。ただですね、先ほど議員のほうからお話ありました平坦な地域もございますけども、先ほどの県道のバイパスの北側については、比較的平坦なところはあるんですが、夏海集落の南側についてはですね、ちょっと傾斜があるようなところもありますので、なかなかこのまま基盤整備を行わないとなるとですね、議員おっしゃるとおり耕作放棄地につながる恐れもありますので、そういったことの解消も含めて、これからの夏海地区の畑作の農地を守るためにもですね、基盤整備のほうに取り組んでいきたいと思っておりますので、ご支援のほうをお願いしたいと思います。以上です。

○飯田議長 ほか。12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 12ページの個別接種の委託料なんですが、8,300円ということですが、全協でありましたけども、対象人数はねどれぐらいなのか、まず伺います。

○飯田議長 本城健康増進課長。

○本城健康増進課長 菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回、コロナワクチンのほうが定期接種ということになりまして、定期接種の対象者ですが、65歳以上の方および60から64歳で基礎疾患がある方が対象となります。65歳以上の方、対象

人数ですけれども、5,568名、60から64の基礎疾患がある方が18名、合計しまして5,586名が対象者となります。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 これ5,568名で、これまでの接種率からすると、この全ての方が接種するかどうかわかりません。今、そのワクチンに対する不安の思いを持っている方もそれなりにいるという、そういうことでありまして、この5,568名全ての方の分が国からのお金で入ってくるというふうになっているのかどうか伺います。

○飯田議長 本城健康増進課長。

○本城健康増進課長 菊地議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

まず今回、私たちのほうで補正予算として上げさせていただいた金額ですけれども、1,992万ということで、2,400名分を予算化させていただいております。こちらの額なんですけど、全部打つわけではなくて、2,400人分とすると約43%の方が打っていただける分として計上させていただいてございます。ちなみに、コロナワクチンのほうの今までの接種なんですけれども、令和4年度、やはりコロナがかなり流行っていた時ですけれども、65歳以上で約89%の方が接種をされました。その後、令和5年度の春接種までですね、の期間としては75%、一番直近で行われました令和5年度の秋接種のほうは63%という形で、約15%ぐらいずつ接種率が落ちているというところがございます。こちらの3回の接種なんですけれども、こちら無料で行われた接種のなかで、今、秋接種が63%と。今回、定期接種に変わったことに伴いまして接種率、やはり3,000円から4,000円ほど個人負担が出てしまうというところも考えると、やはり3分の1ぐらいは打たない方もいるのではないかとということで、43%の計算で今回予算はさせていただいたところでございます。ただ、今回こちらのほうの助成金のスキームですけれども、国のほうから直接こちらに補助金としてもらえるわけではなくて、うちのほうで計画を出したものに伴って年度末に町のほうで打ったものの精算という形で、資金管理団体のほうから助成金としてお金がもらえる形になってございますので、仮に2,400人分を上回ってしまったとしても、そちらのほうは助成金としていただけるというところは確認させていただいてございます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 これから冬に向かってね、インフルエンザの予防接種も始まると、そういう時期になってきました。インフルエンザは御存じのとおり町の負担があつてね、多くの方が接種しているというような状況だと思うんです。このことを考えると、コロナへの不安を感じている方はね、接種率はどんどん下がっているんだけど、そのなかではダブってずーっとやっている方もおられると思うんですよ。そういう方に対してインフルエンザと同様にですね、1,000円でも町がその接種を補助すると。そして、接種率を高めてコロナを予防するというような考えもあったんではないかと思いますが、その辺は検討されたのかどうか伺います。

○飯田議長 本城健康増進課長。

○本城健康増進課長 では、すいません、菊地議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

今回、コロナウイルスワクチンですけれども、今回8,300円が国のほうから助成をされる経緯というのが、当初、昨年度ですね、国のほうで定期接種に向かって町のほうで予算組みをしていただきたいというところで示された数字が、ワクチン代として3,260円、手技料ですね、お医者さんのほうの手間賃として3,740円の合計7,000円がまずかかるという形で各市町村のほうで予算組みのほうをお願いしますということでお話がございました。ただ、製薬会社のほうで実際作ってみた時に、コロナのワクチンの単価が1万1,600円前後になりそうだということで、町のほうの予算組みでは、もう到底打てないようなワクチンの単価になりました。そこで、急遽国のほうで助成金という形で、その差額の8,300円のほうをいただけることになったんですけれども、私たちのほうで当初の7,000円のところで、やはり7,000円分を打つというところで個人負担がかなり大きいだろうということで、今回、定期接種の対象者の方は、町のほうから3,000円、国のほうから8,300円の助成をして、当初の考えどおり3,000円から4,000円の個人負担で打てるような形で、町のほうで助成も含めて進めさせていただいてございます。宜しくお願いします。

○飯田議長 ほか。5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 私は15ページの教育費委託料、特色ある教育力PR動画作成業務委託料についてなんですけども、ざっくりどういったものなのかを教えてください。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 特色ある教育力PR動画作成業務委託料でございますけども、こちらではですね現在、大洗町におきましては、学校の先生方の尽力と教育委員会の連携によってですね、大洗ならではの特色ある教育活動を行っております。しかしですね、児童・生徒を持つご家庭では、学校だよりであるとか授業参観等でですね情報提供されておりますが、それ以外の町民などには知られてないというのが現状でございます。

そういった現状を鑑みまして、特色ある教育の現場、そして豊かな自然環境と人的環境を活用した教育実践、そういったものを動画で作成してですね発信したいと考えております。例えば、今、力を入れている英語教育、オンライン英会話であるとか、ALT二人体制の活動、原子力機構などですね原子力関係機関の協力をいただきながらやっておりますサイエンスカレッジ、あるいは先日の町報にも案内させていただきましたが、教育長が自ら行うラグビー教室、そしてですね、大洗町の学校の良さの一つであります自校給食ですね。地産地消を活用した自校給食などですね、ほかにもメニューございますけども、こういったものを作成してPRしていきたいと考えております。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 ありがとうございます。大体どういったものかというのは伝わってきたんですけども、これは主に目的として、町民の方にも向けてっていう言葉もありましたが、町外の方に向けてのPRなのか、あとは長さですね、動画、どのぐらいの長さで、どういったところに載せていくのか。ホームページ上なのか、YouTubeなのかとか、その辺も教えてください。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 まず、作成する動画の長さですね。やはり長いもので15分とか20

分とか30分とかそういうものになってしまうと、試聴する側からすると非常に見づらいということになっておりますと思いますので、テーマごとに分けまして、それを見やすい長さの、例えば5分以内とかそういった形で、テーマごとに試聴しやすい時間のもので作成したいと考えております。

また、発信の方法ですけど、やはり効果的に発信しなくちゃいけないということがありますので、大洗町には現在、大洗町ネットTVというY o u T u b eのアカウントがあるんですが、それではなくてですね、大洗町教育委員会独自の公式のY o u T u b eアカウントを作成して、そこで発信したいなと考えておりますし、また、もう少しショートバージョンにしてデジタルサイネージで活用したり、当然、町のホームページなどでも発信していきたいと考えております。

それとですね、発信するその対象というか目的ということでございますけども、まず本当、町民の方に知っていただきたいというのが一つ、そのなかでも、これからですね就学前のお子さんをお持ちの子育て世代の方にもですね、是非知ってもらって、大洗町、地元で教育を受けたいというようなことに思っていいただければいいなと思っておりますし、また、郷土愛ですね。郷土愛を育むためにも発信していきたいと思っておりますし、あとですね、大事な大きな視点で、こういうことを町外にも発信することによって、移住・定住の施策の一つにもつながってくるのではないかなと考えております。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 ちょっと2点ほどお尋ねしますけども、先ほどのね集団接種、ちょっとお尋ねしますけど・・・

○飯田議長 ページ、改めてよろしいですか。

○10番 勝村勝一議員 12ページの予防費ということで、あと一点は、先ほどのPR動画、15ページ、教育費ということで2点ほどお尋ねしますけども、接種のこの薬は国産ですか。それとも今までどおり外国のファイザーとかあんな感じでよろしいですか。

で、もろもろ言うと、だいぶコロナの形が変わってきて変化してますので、これで対処できますか。そこら辺のところをちょっとお聞きしたいんですが。まだ自国のやつはできたんだけども認証してるのかな、今、そういう段階かなと認識、今してるんですが、ちょっとお尋ねします。

○飯田議長 本城健康増進課長。

○本城健康増進課長 では、勝村議員の質問にお答えしたいと思います。

ちょっと私のほうでも抜けてしまってあれなんですけど、国のほうで新しい国産のものを今、承認のやつをかけていて、で、そちらのほうが承認されるというところで進んでいるというところになっているので、そちらが承認が進めば、ほぼ国産のほうで賄えるのではないかなというところを考えてございます。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 わかりました。そこをちょっと聞きたかったんだ。菊地さん、そこちょっと指摘しなかったんで、すいませんけども、約1万2,000円だね、原価としてきつとそのぐらいかかると思うんで、国産で作るのでいろんな変化に対応できる日本の医療なので、考えて作っていた

だいていると思いますので、宜しく願いしたいなと。僕なんか、もう5回打ってますから、全然コロナにはなりませんので、その点宜しく願いしたいなと思います。

続いて、さっきのPR動画、いろいろ課長から今出ましたけども、櫻井議員のちょっとあれになりますけども、もっともっとうね、特色という言葉を使ったので、変わった動画をやらないと、きつとね、大洗の学校に来てもらえない、斬新なものを作らないと、きつと、うーん何だ変わんねえなっていう感じもありますし、よそのやつもきつと参考にして作ると思いますけども、課長、そこら辺のどこちょっとお聞きしたいんですが、どうですか。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 今回考えたのはですね、私、今の教育次長兼学校教育課長になって2年目ですけども、やはり日頃学校に行っていたり、いろんな立場で、すごくやっぱり素晴らしい教育をしているなというのを感じています。ですので、まずその知ってもらいたいということが一番の思いでありますので、まずは今言ったように具体的にどういうものを行っているかというものを知ってもらいたいということが主でありますので、斬新なものというよりも、現状をまず発信したいと考えてございます。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、すいません、僕らの考えだと、現状じゃなくて斬新なものも取り入れていただいてやっていただけると、大洗住みてえななって気になる可能性もありますし、境町のことを考えればだよ、斬新ですよ。ものすごくこう見ててね、すごい。この間もテレビ出て、ふるさと納税100億でしょ、99億8,000万かな、まあ100億だ、ということで、大洗も國井町長、それ頑張っていただいて15億近くなりましたけども、これがね、境町を追い越して、橋本町長に怒られちゃうかもしれないけど、そういうことで乗り越えられるような、日本一を目指しましょうよ。そういう気持ちでこう、斬新なPRの動画を作っていただきたいなと思うんですが、いや、大洗すげえな、いや、行ってみたいな、住んでみたいなっていうふうになるような、あんまり長く放映できないだろうから、ぱっぱってどーんとか見るような、あのマクドナルドなんかすごいでしょうよ、今、月見のハンバーグのやつ、毎日こう流してますけど、いや、変わってんな。次のまだ来月なったらまた別の流すし。

○飯田議長 勝村議員、簡潔にお願いします。

○10番 勝村勝一議員 ごめんなさい。そういうことで課長、すいません、斬新なのをお願いしたい。すいません。あれば何か。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 勝村議員のご意見を参考にしながらですね、工夫をしてですね、少しでも見ていただけるようないいものを作っていきたいと考えております。宜しくお願いします。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 それでは、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第59号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、原案のとおり決しました。

○飯田議長 ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は午前10時55分を予定いたします。

（午前10時45分）

○飯田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

◎議案第60ないし議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 議案第60号 令和6年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第61号 令和6年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第62号 令和6年度大洗町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第60号から議案第62号まで、一括して提案理由をご説明申し上げます。

19ページをご覧ください。

令和6年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を17億9,660万2,000円とするものであります。

22ページ下段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

1款総務費の一般管理費につきましては、一般会計と同じく人事異動等による人件費の増減調整によるものでございます。

6款諸抛出金の介護保険事業負担金等返還金につきましては、令和5年度分の清算による国・県支払基金への返還金として、計240万3,000円を追加計上するものでございます。

21ページへお戻りください。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これら歳出を賄う財源といたしましては、繰入金178万6,000円、繰越金240万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ418万9,000円を追加補正するものでございます。

続きまして25ページをご覧ください。

議案第61号 令和6年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入および支出について、収入の水道事業収益を36万6,000円追加し、補正後の予定額を6億6,760万円とするものであります。また、支出の水道事業費用の予定額を96万6,000円追加し、補正後の予定額を6億5,903万3,000円とするものであります。

資本的収入および支出につきましては、収入の資本的収入について12万円減額し、補正後の予定額を3億3,193万7,000円とするものであります。また、支出の資本的支出につきましては、172万円減額し、補正後の予定額を4億4,594万9,000円とするものであります。

26ページおよび27ページをご覧ください。

収益的収入支出および資本的収入支出ともに、一般会計と同じく人事異動等による人件費の増減調整によるものでございます。

続きまして29ページをご覧ください。

議案第62号 令和6年度大洗町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出について、下水道事業費用の予定額を33万6,000円追加し、補正後の予定額を4億4,440万9,000円とするものであります。

30ページをご覧ください。

収益的支出について、一般会計と同じく人事異動等による人件費の増減調整によるものでございます。

以上、議案第60号から議案第62号までの提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第60号 令和6年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第60号 令和6年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第61号 令和6年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第61号 令和6年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第62号 令和6年度大洗町下水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第62号 令和6年度大洗町下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、原案のとおり決しました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第6、議案第63号 6国補公園第0-1-1号「トヨペット エンジョイパーク大洗」野球場改修工事請負契約の締結について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第63号 6国補公園第0-1-1号「トヨペット エンジョイパーク 大洗」野球場改修工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

本案につきましては、大洗町公園施設長寿命化計画に基づき「トヨペット エンジョイパーク 大洗」野球場のバックスクリーン改修工事の請負契約を締結するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札により、令和6年8月8日に入札会を執行した結果、株式会社田口工務店が6,570万円で落札し、これに取引にかかる消費税及び地方消費税の657万円を加えました7,227万円にて請負契約を締結するものでございます。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第63号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第63号 6国補公園第0-1-1号「トヨペット エンジョイパーク 大洗」野球場改修工事請負契約の締結について質疑を行います。9番 今村議員。

○9番 今村和章議員 質問というよりは確認なんですけども、先ほどバックスクリーンの設置ということで町長から説明ありましたけども、ここにはスコアボードは含まれているんでしょうか。まずそこを質問というか確認させていただきたいと思います。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の工事につきましては、バックスクリーンのみでスコアボードは含まれておりません。以上です。

○飯田議長 9番 今村議員。

○9番 今村和章議員 前回、ラバー、周りやりまして、今回バックスクリーンなんですけども、スコアボードの改修というのは、今後検討されているんでしょうか。というのは、だいぶ老朽化してしまっていて、あそこに登ってですね、裏で点数表をひっくり返してますと、本当に危険なんですよね。使用者のほうからも、なるべくあそこ使わないで、点数表はバックネット裏で紙で書いてるような状況ですので、ただ、いろいろな大会とかです。使う場合には、あそこを使えばいいなと思ってますし、もし改修するのであれば、電光掲示板というかですね、こちら側、バックスクリーン裏で操作できるような形がいいと思うんですけども、今後の対応というか、今後どのように考えているか再度お願いしたいと思います。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 再度のご質問にお答えいたします。

今後の野球場の改修の見通しというところのご質問でございますけれども、現在ですね、長寿命化計画に基づいて危険だよという判定が出たものに関して修繕のほうを行っているところでございます。先ほどおっしゃられたとおり、令和4年度ラバーフェンス、ファウルポール、5年度も残りのラバーフェンスと、今回はバックスクリーンというところで、残りですね危険度判定が出ているものがスコアボード、支柱が若干腐食していると。あとはメインスタンドですね。なかの雨漏りとかがひどいので、そこも早急にやったほうがいいだろうという、野球場というところでいうと大きな改修というのは二つ残ってます。

こちらのスコアボードに関しましてはですね、やはり金額的にかなり大きくなるものですから、そこはですね、本当に全部改修するのか、ある程度補修をして寿命を延ばすのかというところは、管理している生涯学習課ともよく調整した上でですね、今後改修していくのかという判断はしていきたいと考えております。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、稼働率をちょっとお尋ねしたいんですが、どんなチームが、どのぐらい1年間で使用されているかお尋ねをしますけども。地元のチームはどのぐらい使ってますか。で、町外はどのぐらいか。あと、水戸のプロ野球チームではないけど3軍だけ、のチームが使っ

てると認識してますけれども、ちょっとお尋ねをします。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 運動公園の野球場の稼働率ということで私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

直近、ちょっと4年度の例で申し上げさせていただくとですね、年間で137件、延べ人数でいきますと約6,800名ほどがご利用をされているという状況でございます。野球場のほうですと、12月から3月までの間はちょっと養生期間で使わせないというふうになっておりますので、使用可能な時期で稼働率ということでみますと、全日程で言いますと約34%の稼働率となっております。また、土日祝日のみで見ますとですね、約40%が利用がされていると。ですので、毎週末、土日どちらかは使われているような状況になっているというようにございます。

それと、使用している団体でございますけれども、町内の野球チームが使っていたり、あるいは近郊の高校野球部であったり、中学校の野球部、あるいは東京のほうからですね大学の野球部のほうが来て練習をしているというようなところがございます。ちょっと具体的などころでは、はっきりこうどこことは言えませんが、比較的ですね、野球場としては使われているほうかなというふうに認識しております。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 わかりました。年間137回ということで、延べ人数で6,800人ぐらいが使っているということで認識してよろしいですね。大体3分の1ぐらい、年間、だよね、使っているのはね。じゃあ町内が40%ですよ。

○磯崎生涯学習課長 全体です。

○10番 勝村勝一議員 全体で40%だけ。町内は何%ぐらい。町外の方が何%か、ちょっとお尋ねしますけれども、そこら辺、課長、すいません。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 申し訳ございません。ちょっと町外と町内と分けてですね、ちょっと把握してなかったところございますので、またその辺はですね、ちょっとこちらでも確認をして、また後ほどお答えさせていただきたいと思います。すいません。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 いろいろと質問ありましたが、私のほうからは、まず落札率は幾らだったのかという、何%だったのかということを伺います。

この多額の契約金額ですよ、7,200万円。工事概要はバックスクリーン、これの改修ということで、たったこの文字だけです。さっぱりわかりません。何がどうなってどうするのかというのが、さっぱりわからない。しかも、これがどういう問題を抱えて改修しなきゃいけないのかっていうのも、古くなったというだけで何が問題で今やんきゃいけないのかということがやっぱり示されてないんですよ。いつもこういう契約の内容を見ると、この内容がね、非常に不十分ではないかというふうに思います。やはり資料として、このバックスクリーンの設置、どういう構図に

なるのかとか、そういうものもちゃんと示していただけると、非常に理解しやすいと。7,200万をここで採択して、何か寂しい感じで採択せざるを得ないような、そんな感じですよ。あんまりよくわからないまんま、そんな感じですよ。ですから、今後はこういうことは、もっと説明をね、十分な説明責任ってよく言われますけども、それが果たされてないんじゃないかなというふうには思います。まず伺います。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まずですね、落札率に関しましては98%となっております。

またですね、どのような問題が発生してですね、こういった改修を行う経緯になったのかというところなんですけれども、先ほど申しましたとおり、長寿命化計画というものがございまして、そこでですね、D判定、危険だよというところの判定がございまして改修に至ったところです。そのD判定に至った理由といいますのが、やっぱり支柱が腐食して、倒壊の危険性があるというところが大きな問題となっております。

何故今やるのかというところなんですけれども、やはりD判定というところで危険度が高いというところがございまして、そちらについてはですね、野球場に関しては、令和4年度からやっているんですけれども、ラバーフェンス、ファウルポール、バックスクリーン、スコアボード、メインスタンドということで修繕計画のほうでですねD判定が出ておりますので、そちらのD判定につきまして優先順位、こちらにつきましては生涯学習課のほうのですね管理しているところと、どこを先にやったらいいのかというところを含めて調整いたしまして、今年度はバックスクリーンを行うというところでございます。

また、この資料につきましてはですね、一度ですね予算の時期にたぶん図面等は生涯学習課のほうからお示しされて、内容とかも詰められていると思うんですが、今回ですね契約の内容が、ちょっとわかりづらいということであればですね、次回からですね図面等をですねお付けするような形でちょっと検討したいと考えております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 わかりました。これでですね、老朽化、非常に危険だということで改修しますが、今度のこの工事によってですね、耐用年数といいますかね、これがどのぐらいの見通しをもって改修されるのかということと、もう一つは、1年間通して野球場の場合は、冬の間、養生期間ということで、なかなか練習できないという、年間通せば短い期間の練習、あるいは野球の試合ができるという状況ですが、工期が来年の3月14日まで、いわゆる春になってスポーツが非常にしやすいような時期になってくるわけですよ。ですから、しっかりとこの工期を守っていただかなければね、短いそのスポーツやれる、野球やれる期間ですので、しっかりと守っていくように、しっかりと指揮していただかなければならないと思いますが、その点を伺います。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 再度のご質問にお答えいたします。

まずですね、耐用年数というところなんですけど、こちらちょっと建物ではないので、工作物といった扱いになりますので、特に耐用年数というものは決まっておりません。ただですね、建物がこういったコンクリートのものというところかというと、40年から50年というところが一つの目安となっておりますので、そこまでもつのかどうかというのはちょっと定かではないんですが、その辺のところを想定しております。

またですね、工期を守るというところなんですけれども、こちらに関しては、今日議決いただければですね、本契約ということになりますので、今後はですね、監理をしている生涯学習課のほうとですね、どういった時期が一番最適なのかというところで、大体こちら、付けることに関してはそこまで時間かからないんですが、この物を作るのに結構時間を使うということなので、その辺設置する時期はですね、よく調整して、利用者の方にですね迷惑がかからないような時期に進めていきたいと考えております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 最後に、この国からの国補の公園0-1-1号ですので、国からの補助というのはどういうふうになってるんですか。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 再度のご質問にお答えいたします。

こちら社会資本整備総合交付金を活用しておりますので、55%の補助が入っております。以上です。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終結いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第63号 6国補公園第0-1-1号「トヨペット エンジョイパーク 大洗」野球場改修工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、原案のとおり決しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第7、同意第2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議題いたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 同意第2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

本案につきましては、関根健司氏を、大洗町固定資産評価審査委員会委員として選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は3年となっております。

ご同意のほど、宜しく願いいたします。

関根健司氏は、地元で司法書士、土地家屋調査士であり、町内において登記業務などでご活躍いただいております。このたび、新たに固定資産評価審査委員として選任するものであります。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、原案のとおり決しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、同意第3号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について、議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 同意第3号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について、提案理由をご説明いたします。

3ページをご覧ください。

本案につきましては、坂本達男氏を東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員として再任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は4年となっております。

ご同意のほど、宜しく願いいたします。

坂本達男委員は、令和4年6月13日から1期、公平委員会委員としてご尽力をいただいております。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第3号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は、原案のとおり決しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、同意第4号 大洗町教育委員会委員の任命について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 同意第4号 大洗町教育委員会委員の任命について、提案理由をご説明いたします。

5ページをご覧ください。

本案につきましては、生越 達氏を、大洗町教育委員会委員として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

生越 達氏は、令和6年9月30日で退任する岡部千草氏の後任の委員として、教育委員の任を担っていただきたく任命するものであります。

なお、任期は残任期間の令和7年9月30日までとなります。

ご同意のほど、宜しくお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。同意第4号 大洗町教育委員会委員の任命について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は、原案のとおり決しました。

◎請願第1号の委員会付託

○飯田議長 日程第8、請願の委員会付託について報告いたします。

本定例会において受理しました請願は1件であります。

会議規則第93条の規定に基づき、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

◎報告第10号の上程、報告

○飯田議長 日程第9、報告第10号 大洗ターミナル株式会社の令和5年度事業報告並びに令和6年度事業計画について報告を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 報告第10号 大洗ターミナル株式会社の令和5年度事業報告並びに令和6年度事業計画について。

報告第10号 大洗ターミナル株式会社の令和5年度事業報告並びに令和6年度事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

6ページをお開きいただき、事業報告書をご覧ください。

概況でございますが、第40期目にあたる令和5年度の日本経済は、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られた一方、賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追いついておらず、個人消費や設備投資は依然として力強さを欠いており、潜在成長率が0%台の低い水準で推移しているといった課題もありました。

しかし、このような状況下におきましても大洗ターミナル株式会社は積極的な営業活動を展開するとともに、各部門において業務のコスト合理化や経営全体の効率化に努めた結果、売上高につきましては9億3,389万4,382円、税引前当期純利益は1,536万3,969円、法人税住民税事業費は764万5,800円、最終の当期純利益は771万8,169円となり、前年よりは縮小したものの利益を計上して第40期を終えたとのことであります。

なお、詳細につきましては、7ページ以降の報告書のとおりであります。

続いて、第41期となる令和6年度の事業計画についてご説明いたします。

26ページをお開き願います。

フェリー部門において株式会社商船三井と株式会社商船三井さんふらわあにて建造したLNG燃料フェリー「さんふらわあ かむい」が令和7年初頭に深夜便として就航予定でございます。この船は、大きさが総トン数で既存船の約1.4倍となり、積載能力は大型トラック換算で20台増加し、客室は全室個室となっています。トラックドライバー向けの快適な空間を提供することで、モーダルシフトを促進し、「2024年問題」の解決を図っていく狙いがあります。貨物輸送、物流は全国的に荷動きが鈍化し、大洗ターミナル株式会社も昨年度の売上げが減少しているなかで、貨物取扱量増大のチャンスであり、大いに期待しているところであります。

また、様々な船社の要望に円滑に応えられるよう、より一層社員のスキルアップに努めるとともに、フェリー業務委託料金の値上げを原資とした26年ぶりとなる給与の大幅なベースアップのほか、職場環境の充実も図ることで、社員が自分の職場に愛着と誇りを抱けるような会社経営を目指し努力していくことといたします。

1枚おめくりいただき、28ページには、令和6年度損益予算書がありますが、税引前当期純利益として1,979万円を見込んでおり、物価高騰等の厳しい状況下でも利益を上げられるように、更に努力していくとのことですので、町としても法人の安定経営に向け、引き続き指導、監督してまいりたいと思います。

以上をもちまして報告第10号の説明とさせていただきます。

○飯田議長 以上、町長からの報告のとおりでありますので、ご了承願います。

◎寄附の受入れについて

○飯田議長 日程第10、寄附の受入れについて報告を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○**國井町長** 今定例会におきましても、有り難いご寄付3件ご報告させていただくことができました。

まず1番目であります、福島県南相馬市株式会社鹿島印刷所代表取締役の川又啓蔵社長のほうから22万2,222円、第2期海の街大洗創生推進プロジェクトの一助として、有り難いご寄附をいただきました。寄附日は併せていただのかもわかりませんが、極めて余談ですけども、私の誕生日となっております。

また、続きまして東京都南区のタレントスクエア株式会社代表取締役の八田新大様から10万円ご寄附をいただきました。これもやはり海の街大洗創生推進プロジェクトの一助として頂戴いたしました。

そして、我が町に長年にわたりまして様々なご貢献をいただきました東京都杉並区の生越仁子様から1,000万円のご寄附を頂戴いたしました。教育活動の一助として、令和6年7月18日に頂戴いたしまして、今回の補正予算にも計上させていただき、また、様々な事業展開に活用していただくわけであります。

今日お三名の方からいただきましたけども、寄附者の思いにしっかりと貢献できるような、また、思いに至った事業執行を心がけてまいりたいと思いますので、引き続きご指導のほど宜しくお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

○**飯田議長** 以上で寄附の受入れの報告は終わりました。

◎散会の宣告

○**飯田議長** 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、明日9月11日午前9時30分から、3名の議員による町政を問う一般質問を行います。本日は、これをもって散会いたします。

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午前11時28分